

## 総社市空家等実態調査業務委託プロポーザル募集要領

### 1 目的

近年、空き家が全国的に社会問題化しており、本市においても同じ状況となっている。市内全域を対象に、空家等を調査し、住みたい、住み続けたい総社市となるよう、全国屈指の福祉文化先駆都市等の様々な施策を推進する上での基礎資料を得ることを目的とする。

### 2 業務概要

業務概要は、次のとおりであり、詳細は別紙仕様書を確認すること。

#### ・業務内容

本業務は総社市全域の空家の件数及び分布状況を把握し、空家等調査票等により現地調査を行う。また、今後の計画的な適正管理、利活用のために、総合的な空家等のデータベースを作成する。

なお、調査結果を基に空き家管理システムを導入するため、取り込みデータも同時に作成する。

#### ・業務期間

契約日から令和5年3月31日まで

#### ・委託料

9,350,000円(税込)以内とする。

### 3 応募資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないものであること。

(2) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は破産法に基づく破産手続開始がなされていないものであること。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に規定する暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有するものでないこと。

(4) 本業務委託の公告日から契約締結日までの間において、本市の指名停止等の措置を受けていないものであること。

(5) 国税及び県税並びに市町村税を滞納していないこと。

(6) その他、法令等に違反していないこと又は違反するおそれがないこと。

(7) 今回の業務を遂行するために必要な知識、技術及び調査研究の実績等を有するものであること。

(8) 本業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤や事務処理体制を有し、関係者等との連絡・調整等を円滑に行い、打合せ等に常時参加できる体制を取れるものであること。

### 4 選考方法

プロポーザル方式による評価選考

## 5 応募手続き等

### (1) 応募に必要な書類の配布

応募に必要な書類については、次のいずれかにより入手すること。

- ①本市ホームページからのダウンロード
- ②本市役所魅力発信室の窓口での受け取り

### (2) 応募に係る質問

本募集要領及び仕様書等に関する質問がある場合は、質問票（様式A）により電子メール又はFAXにて提出すること。

提出後、電話等により到達を確認すること。

受付期限：令和4年7月1日（金）午後5時必着

提出先：総社市総合政策部魅力発信室 森，河田

T E L 0866-92-8308

F A X 0866-93-9479

Eメール [miryoku@city.soja.okayama.jp](mailto:miryoku@city.soja.okayama.jp)

回答：質問受付後、令和4年7月4日（月）を目途に、質問者に対して電子メールで回答します。

### (3) 企画提案書等の提出

応募する事業者は、次により企画提案書を持参又は郵送（簡易書留で送付すること。）により提出すること。

提出期限：令和4年7月7日（木）午後5時必着

郵送の場合は、提出期限内に到着

提出先：総社市総合政策部魅力発信室

〒719-1192 岡山県総社市中央一丁目1番1号

## 6 企画提案書の作成及び記載上の留意事項

### (1) 企画提案書作成上の基本的事項

本募集要領を熟読のうえ、その内容を踏まえた企画提案書を作成すること。本プロポーザルは、「空家等実態調査業務」の委託業者選定遂行にあたり、調査方法や業務体制等について提案を求めるものであり、具体的な内容、成果品の一部の作成及び提出を求めるものではない。

具体的な業務は、契約後に企画提案書に記載された内容を確認し、本市と協議をしながら行うものとする。

### (2) 提出書類

- 【1】委託提案申込書（様式第1号） 1部
- 【2】提案資格を有していることを証明する書類 各1部  
（写しでも可）

※現に本市の入札参加資格者等名簿に登録済みである場合は不要。

ア 法人登記簿の謄本（法人の場合のみ）（発行後3か月以内のもの）

イ 定款又は寄附行為

（全て複写。法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）

ウー1 国に納付すべき法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書（法

人：その3の3, 個人：その3の2)  
(発行後3か月以内のもの)

ウー2 税情報確認同意書(様式第2-1号)

ウー3 国税又は市民税等の納税義務がない場合は、その理由を記載した  
申立書(様式第2-2号)

【3】申請する団体の役員等名簿(様式第3号) 1部

※現に本市の入札参加資格者等名簿に登録済みである場合は不要。

【4】印鑑証明書(発行後3か月以内のもの) 1部

【5】企画提案書(様式第4号) 6部

【6】事業予算書(様式第5号) 6部

各種費目の単価、内訳及び金額の根拠を記載し、値引き等の記載は行わないこと。

【7】行程表(任意様式) 提案の行程を具体的かつ詳細に記載すること。

【8】実績調書(様式第6号) 6部

※官公庁又は民間から受託した類似業務等の契約実績を記載してください。

【9】会社概要、設立趣旨、事業内容のパンフレット等提案者の概要が分かるもの 6部

※企画提案書の作成に係る留意点

- ・A4判両面印刷を基本とし、A3判を使用する場合は、横折込みとする。
- ・文字サイズは12ポイント以上とすること。
- ・提案内容は、仕様書の業務内容を反映し、その内容の実施にあたっての取組、手法、体制等について明瞭かつ具体的に記載すること。
- ・「仕様書」の内容以外にも有益な提案があれば記載すること。
- ・提出した企画提案書の差し替えは原則認めない。
- ・【5】から【9】までを、順番に一つで綴じること。

## 7 提案辞退

委託提案申込書(様式第1号)等を提出した者が、企画提案を辞退する場合は、辞退届を持参又は郵送により提出すること。

## 8 受託者の選定

提案者による企画提案書の内容や経費等についてのプレゼンテーションの後、その内容を審査する。評価の合計点が最も高く、かつ総合配点の50%以上であるものを優先交渉権者とし、次点の者を次点交渉権者とする。ただし、最も高い評価点を獲得した提案者が2以上ある場合は、経費見積書の見積価格がより低い者を優先交渉権者とする。

応募多数の場合は、書類審査を実施した上で、プレゼンテーション審査の対象者を決定する場合がある。その場合の詳細は別途通知する。

審査は、非公開で行い、審査経過等に関する問い合わせには応じない。

### (1) 選定基準

空家等実態調査業務委託プロポーザル審査要領により、総合的な評価を行うものとする。

### (2) プレゼンテーション

プレゼンテーション審査は次のとおり実施する。

日時：令和4年7月14日（木） 午前10時～（予定）

場所：総社市総合福祉センター 資料展示室（2階）

総社市中央一丁目1番3号

所要時間：30分（説明20分，質疑10分）

プレゼンテーションの順番は企画提案書の受付順とする。

出席者数は、1提案者あたり2名以内とし、実際に業務に携わる責任者が必ず出席すること。

プロジェクター及びスクリーンは本市で準備する。その他、プレゼンテーションを実施するにあたり必要な機器は、各提案者で用意すること。

### (3) 結果の通知

選定終了後、各提案者宛に書面により速やかに通知する。

## 9 契約

### (1) 契約の締結

優先交渉権者に選定された者は速やかに本市と契約交渉にあたり、提案内容・契約の詳細について協議し、双方合意の後に本業務委託契約を締結する。なお、協議が合意に至らなかった場合は、次点交渉権者と協議に入るものとする。

### (2) 契約金額

契約金額については、優先交渉権者から新たに見積書を徴取し、市が設定する予定価格の範囲内と確認したうえで決定する。

### (3) 契約金額の支払い方法

業務完了時に受託者から提出される経費報告書を基に、業務実施において実際に要した経費等から支払うべき額を確定する精算払いとする。

### (4) 契約保証金

総社市契約規則（平成17年総社市規則第45号）第17条第1項により、契約金額の100分の10以上の額とする。ただし、総社市契約規則第17条第2項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

### (5) 契約保証人

総社市契約規則（平成17年総社市規則第45号）第19条第1項により、受託者は契約保証人を立てることとする。ただし、総社市契約規則第19条第

2項により、市長は契約保証人を立てさせないことができる。

## 10 スケジュール

プロポーザル実施の公告	令和4年6月27日（月）
募集要領等の配布	令和4年6月27日（月） ～令和4年7月7日（木）
質問書の提出期限	令和4年7月1日（金）午後5時まで
委託提案申込書等の提出期限	令和4年7月7日（木）午後5時まで
書類審査※1	令和4年7月8日（金）
プレゼンテーション及びヒアリング	令和4年7月14日（木） 午前10時（予定）
受託候補者の決定及び通知	令和4年7月19日（火）（予定）

※1・・・応募者が4者以上の場合に実施

### 1.1 その他の留意点

- (1) 次のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。
  - ・応募資格がないものが提案したとき。
  - ・応募事業者が複数提案したとき。
  - ・書類等に虚偽の記載をしたとき。
  - ・所定の日時及び場所に企画提案書を提出しないとき。
  - ・誤字、脱字等により極端に意思表示が不明確であるとき。
  - ・その他、審査評価に影響を及ぼすような不誠実な行為を行ったとき。
- (2) 企画提案書等を受理した後の提案者による加筆・修正等は原則認めない。
- (3) 企画提案書等の作成に係る一切の費用は、応募者の負担とする。
- (4) 受託者の選定に関する審査内容及び経過等については非公開とし、審査に関する異議申し立てには一切応じないものとする。

### 1.2 問い合わせ先

〒719-1192 岡山県総社市中央一丁目1番1号  
総社市総合政策部魅力発信室 担当 森, 河田  
TEL 0866-92-8308  
FAX 0866-93-9479  
Eメール [miryoku@city.soja.okayama.jp](mailto:miryoku@city.soja.okayama.jp)